

## 第 21 回 防災対策指針検討会 議事録

1.開催日時：平成 22 年 1 月 22 日（金）13:00～16:10

2.開催場所：日本電気協会 4 階 A 会議室

3.参加者（順不同，敬称略）

委員：岩崎主査(関西電力)，海野副主査(東京電力)，森(中部電力)，山本(日本原子力研究開発機構)，  
沼田(日本原電)，小笠原(東北電力)，田中(中国電力) (計 7 名)

代理：小森田(九州電力・木庭代理) (計 1 名)

欠席：中田(北陸電力)，小野寺(北海道電力)，高橋(四国電力)，森谷(東京電力) (計 4 名)

事務局：糸田川，井上(日本電気協会) (計 2 名)

4.配付資料

資料 21-1 第 20 回防災対策指針検討会議事録(案)

資料 21-2-1 JEAG4102 改定説明資料

資料 21-2-2 分科会・規格委員会コメント対応

資料 21-2-3 JEAG・政省令比較表

資料 21-2-4 検討会委員コメント対応表

資料 21-3 平成 22 年度活動計画(案)

5.議事

(1)定足数確認

代理出席者 1 名について、主査の承認を得た後、事務局より、委員総数 11 名中出席者は代理出席者を含め 8 名で、決議に必要な定足数である 3 分の 2 以上(8 名以上)を満足し、決議要件を満たしているとの報告があった。

(2)前回議事録の確認

事務局より、資料 21-1 について事前に配布されたが特にコメントはなく、正式な議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(3) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定(案)(中間報告)に関するコメント対応について

JEAG4102 改定案に関し、検討会委員からのコメント及び規格委員会中間報告でのコメントとその対応案について、資料 21-2-1～資料 21-2-4 に基づき、主査より説明が行われ、審議した。その結果、本日のコメントを踏まえ修文し、次回の運転・保守分科会(2/3)に上程することとなった。

主な質疑・コメントは下記の通り。

【未反映コメントについて】 資料 21-2-2

- ・ヨウ化カリウムの製剤について、原災法には 1 日 1 錠で 10 日間服用するとの記述があるが、この場合の 1 錠とは 50mmg のタブレットと思われるので、50mmg×2 錠の計 100mmg とした。
- ・解説表-6 貸与する原子力防災資機材(例)の出典を調べたが、不明である。各事業者で防災事業計画の中で記載されている所はないが、法対応のものなので記述は必要と思われる、shall ではなく should で記述すべきものなので例とした。恐らく何処かに記載されていると思われるが、出典不明である。電力としての統一ルールがなく、各社毎に貸与数を決めた可能性がある。各社防災業務計画を横並びに見て Min.数量を決めるか、あるいは改善していきたいとの意志を出すために望ましい事項を入れるとのスタンスから Max.数量を決めて努力するという記載方法もあるが、相談したい。
- ・「3.9.3 故障等への対応」で主語が不明とのコメントだが、JEAG4102 では現状バラバラである。主語を書くとどうしても法律的記述になりガイドにそぐわなくなってしまうと言う事と、詳細は各社で違っており統一して書けない部分もある事を勘案して現状通りとしたい。ただし、本件については、基本方針は以上のように考えるものの、今後コメントが出てくる可能性は大きいと思われる。
- ・解説表-9 原子力防災教育の種類(例)は、基本的に原安委から出された 6 項目をベースにしたと思われるが詳細不明で、各社の防災業務計画を横並びにして纏めている可能性もある。

【反映済コメントについて】 資料 21-2-1

- ・最初のシートに、全体の概要を示すが、タイトルは「LEAG」「JEAG」に修正(全ページ)し、「本

説明資料の作成目的」「JEAG4102の作成目的」に修正する。

- ・「改定の必要性」において、「…諸外国でも緊急時対応に関する民間基準が制定されていることを踏まえ、…」は無くても良いのではないか。外国でやっているから日本でも作るのかと受動的に取られる事にもなり、逆効果になりかねない。

継続するか、廃止するか判断において、海外を参考にしたとの説明である。

- ・ガイドとする理由として、「一律に定める事が困難又は不適當な場合」には指針で良く、その具体例が～だから、無理に～に当てはめる必要は無い。従って、原子力災害対策特別措置法が全体をカバーし、かつ各原子力発電所毎に作成された原子力事業者防災業務計画が既に定着し、各発電所毎にその地域において適用するために地域性を考慮する必要があることから、一律に定めることが不適當であるとの主旨の記述とする。

- ・「原子力発電所緊急時対策指針の改定方針」では、(3)を(2)に入れて、「本指針の制定によって、各原子力発電所の原子力事業者防災業務計画を見直すことを要求するものではないが、…」を、PDCAを廻す動機付けをするため、「各事業者が自主的に業務計画の見直しだけでなく、全体的な防災対策の改善を図るための検討を行っていく」と言う様な前向きな記述とする。

これは相手次第で、技術論でどうこうするものではない。一律に定められない分、良好事例を取り込み、取り組む姿勢を示したという事になるのではないか。

- ・一般的な規格としては、最低限の要求事項を規定し、それ以外は事業者が自主的、自立的に実施するものが通例であるが、本JEAGの位置付けとしてはそれらとは異なり、前向きに良好事例を多く盛り込んだものとしており、独特な作り方としている。一律には規定出来ないとしながらも、共通事項を抽出して、これらは守らなければならないものとして区分けしている。全て守らなければいけないと言うものだけでなく、良好事例として例示している。この辺のコンセプトが他の規格と違う所である事を明確にする必要がある。

それについては、「1.2 適用範囲」の解説1.1の3項に記述したつもりである。

- ・本文には法律要件である原子力事業者防災業務計画を、解説にはその解釈と良好事例を示すことで守るべき事項とそうでないものの仕分けが出来る。そういう観点から、「1.1 目的」、「1.2 適用範囲」、「解説1.1の3項」を見直してはどうか。例えば「1.1 目的」で「…原子力事業者共通の基準や解釈を示すことを目的とする」を「…原子力事業者共通の遵守事項を本文に示すと共に、その解釈や推奨事項を解説に示すことを目的とする」と修文してはどうか。

目的の本文に記述すべきか、解説にすべきか悩ましい。

- ・本JEAGでは「参考」として今までの経緯とか、出てきた課題を将来の改定時の参考となるように記載している。これも他の規程にはない方法になっている。

- ・「定義」も、その用語が出てきた所で一応説明はしているし、何処まで書くのか検討が必要な所と思っている。原災法の定義そのままに使っているわけではない。

- ・モニタリングポストの数は2基だが、3.6 放射線測定設備(P16/44)としては、警報発信器も含まれるため2式としている。

- ・「3.7 原子力防災資機材」の3.7.1で「表-5」の前に付いている修飾語は不要だが、旧版で項目毎に目的が入っていた名残りである。この部分は解説に移しても良いが、取り敢えず現状のままとした。

- ・表-5 原子力防災資機材の分類で、(2)～(4)の所に区分線を入れること。

- ・ヨウ化カリウムについては、「2丸」と「2錠」が等価かどうか不明。

- ・訓練評価表は作る事になるのか。

作る方向である。取り敢えず計画を作ってやってみて、その評価を次の計画に活かす様にPDCAを廻すと言う事である。まず目標(目的)を決めて、次に指標を決める。指標とは例えば参加人員とか、集合何分以内とかで例示する様な内容とする。訓練の評価者については、第三者では内容が判らず評価が困難なため関係者でも良い事になっている。表からは削除する事とした。

今後の訓練では評価者を置いて実施する様な運用をすることになるのか。

- ・そういうことを防災業務計画の中に入れて下さいと言う事だ。国がやり始めるのであれば我々もやらねばならないと言う理解だ。QMSの観点からは、何らかの評価を行い、それをエビデンスとして残さなければいけない。

- ・解説表-2 特定事象の基準(例)(PWR の場合) c-2 蒸気発生器の最後の 2 行「全蒸気発生器の狭域水位が…」の文言は何で決まっているのか。  
国から言われて具体的に事象区分毎に書き直したもので、保安院と各事業者がやり取りして纏めたものである。纏めた後に社内マニュアルに取り込んだ事業者もある。

以上の議論を踏まえ本コメント対応資料を一部修正の上、次回運転・保守分科会に上程することについて、全員の賛成により承認された。

#### (4)平成 22 年度 活動計画

平成 22 年度 活動計画の見直しに関し、資料 21-3 に基づき、主査より説明が行われた。1/25 迄に作成し、事務局へ送付すると共に検討会委員にも確認のため送付することとした。

#### 6.その他

- ・次回検討会の開催日程は、別途設定することとした。

以上